

公募型プロポーザルの実施（公告）

次のとおり、企画提案書の公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年4月21日

第40回国民文化祭
第25回全国障害者芸術・文化祭
長崎県実行委員会 会長 大石 賢吾

1. 業務概要

- (1) 業務の名称：ながさきピース文化祭2025「あま～い 文化祭」事業業務委託
- (2) 業務内容：仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和7年12月26日まで

2. プロポーザルに参加する資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「単独法人等」という。）又は複数の単独法人等で構成される団体（以下、「共同体」という。）であることとする。なお、単独法人等及び共同体は、下記のとおり要件を満たす必要があるものとする。

■ 単独法人等

- ・ 以下（1）から（3）までのすべての要件を満たしていること。

■ 共同体

- ・ 構成員のいずれかが、以下（1）（2）の要件を満たし、かつ共同体として（3）の要件を満たすこと（必ずしも一構成員が（1）（2）ともに満たす必要はない）。なお、共同体の各構成員が本プロポーザルに関して他の共同体の構成員となることは認めない。

- (1) 公募型プロポーザル参加資格申請書（様式1）の提出期限の日までの過去5年間において、当該業務と類似する業務の契約実績が2件以上あること（類似する業務とは、集客イベントの開催及びインターネットを活用したキャンペーン等）。
- (2) 長崎県内に本店または支店（営業所を含む。）を有する法人であること。
- (3) 指定する期日までに公募型プロポーザル参加資格申請書（様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、公募型プロポーザル参加資格を得ること。

3. プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人・支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) 参加資格申請書の提出期限の日及び見積執行期日以前6ヶ月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

- 法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
（9）この公告の日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

なお、共同体による参加の場合は、構成員のいずれかが、3（1）～（9）に該当した場合は、プロポーザルに参加することはできない。

4．関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び募集要項等の関係資料は、長崎県のホームページに令和7年5月20日（火）まで掲載して配布する。

5．参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、公募型プロポーザル参加資格申請書（様式1）及び関係書類を次のとおり提出すること。

- （1）提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- （2）提出先 10に定める機関
- （3）提出部数 1部
- （4）提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時まで（提出期限までに必着）

6．参加者の資格審査

参加申請者から提出のあった参加資格申請書及び関係書類を審査し、審査結果を令和7年5月15日（木）までに申請者へ通知する。

7．企画提案書の提出方法等

審査資格を満たすものは、別添の募集要項により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- （1）提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- （2）提出先 10に定める機関
- （3）提出部数 8（正1部、副7部）
- （4）提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時まで（提出期限までに必着）

8．企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、「ながさきピース文化祭2025「あま～い文化祭」事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9．契約の締結

審査の結果、最優秀提案者を決定したときは、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会は長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定に準じて、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10．プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

- （住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県ながさきピース文化祭課内
- （名称）第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会事務局
- （電話）095-895-2771 （ファクシミリ）095-894-3485

11．その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (2) この契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法 (昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。